

## 持続可能なコミュニティづくり推進事業（起債分）補助金交付要綱

制 定：令和7年3月21日中離振第216号

### （趣旨）

第1条 県の交付する持続可能なコミュニティづくり推進事業（起債分）補助金（以下「補助金」という。）については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）及び持続可能なコミュニティづくり推進事業実施要綱（令和7年3月21日付け中離振第216号。以下「実施要綱」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （交付の目的等）

第2条 県は、中山間地域（島根県中山間地域活性化基本条例（平成11年島根県条例第24号）第2条に規定する中山間地域をいう。以下同じ。）において、これからも安心して暮らし続けることができるよう、公民館エリア等を基本として、住民同士の話し合いを通じた地域運営の仕組みづくり（以下「持続可能なコミュニティづくり」という。）を推進し、生活機能の維持・確保を図ることを目的に市町村が実施又は支援する経費等について、翌年度に予算の範囲内で補助金を交付する。

### （支援対象事業、交付額等）

第3条 補助金による支援の対象とする事業（以下「支援対象事業」という。）は、実施要綱第3条の支援対象事業とする。

2 支援対象事業の内容、支援対象経費等については、別表1のとおりとし、交付額の算定に当たり千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### （交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする市町村は、支援対象事業実施の翌年度5月末日までに、交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

### （交付の決定）

第5条 知事は、前条に規定する申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により市町村に通知するものとする。

2 知事は、適正な交付を行うため必要と認める場合は、補助金の交付申請に係る事項について、条件を付して交付決定をすることができるものとする。

### （補助金の交付）

第6条 知事は、補助金の交付決定を受けた市町村（以下「交付決定市町村」という。）から請求書（様式第3号）の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

2 補助金は、原則として、支援対象事業実施の翌年度7月末日までに交付する。

(財産処分の制限等)

第7条 交付決定市町村は、規則第13条第1項に規定する知事の承認を受けようとする場合には、財産処分承認申請書(様式第4号)を提出するものとする。

2 取得財産のうち、規則第13条第1項第4号の規定により知事が指定するものは、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超えるものとする。

3 規則第13条第2項の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(支援対象事業の経理)

第8条 交付決定市町村は、支援対象事業の経理について、支援対象事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を支援対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

支援対象事業区分	補助対象者	補助対象となる地区	補助金の交付額等	補助対象経費
横展開促進支援	実施要綱第3条第1項第1号に定める支援対象事業に、過疎債（過疎法第14条第1項及び2項に規定する過疎地域持続的発展特別事業の実施のため特別に認められる地方債をいう。）を財源として支援対象事業を実施する市町村	過疎地域（過疎法第2条第2項の規定により公示された区域をいう。以下同じ。）に所在する地区（公民館エリア）	<p>1 補助金は、実施要綱第6条の規定により認定を受けた支援対象事業（以下「認定支援対象事業」という。）に要する経費の一部について交付する。</p> <p>2 支援対象経費の額は、次のいずれかのうち少ない方の額とし、支援対象経費（過疎債の起債額）に10分の1.5を乗じて得た額を交付する。</p> <p>ア 8,000千円と支援対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額</p> <p>イ 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額</p> <p>3 2の規定にかかわらず、複数エリアで行う取組の場合の支援対象経費の額は、次のいずれかのうち少ない方の額とし、支援対象経費（過疎債の起債額）に10分の2を乗じて得た額を交付する。</p> <p>ア 10,000千円と支援対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額</p> <p>イ 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額</p> <p>4 認定支援対象事業の実施期間が2年度にわたる場合、単年度の支援対象経費の上限を2又は3に定める額とする。</p>	<p>認定支援対象事業に要する経費のうち、次の経費を除外した経費とする。</p> <p>(1) 賃金（作業等の日々雇用を除く。）及び職員人件費。</p> <p>(2) 食糧費。ただし、事業に不可欠と認められるものを除く。</p> <p>(3) 各種団体等の組織又は施設の管理運営に要する経費</p> <p>(4) 出資、出捐又は貸付に要する経費</p> <p>(5) 用地取得又は補償に要する経費</p> <p>(6) 事務費。ただし、県と協議の上で事業実施に必要と認められる経費を除く。</p> <p>(7) 仕入経費等</p> <p>(8) 車両購入に伴う公課費（自動車税等）、各種保険料、登録手数料、及び諸手続き費用</p> <p>(9) その他知事が不相当と認める経費</p>

様式第1号（第4条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

島根県知事 様

市 町 村 長

年度持続可能なコミュニティづくり推進事業（起債分）補助金交付申請書

年度持続可能なコミュニティづくり推進事業（起債分）補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業名 横展開促進支援事業

2 補助金交付申請額 金〇〇〇,〇〇〇円

3 添付書類

・起債計画書（写）

様式第2号（第5条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

市 町 村 長 宛て

島根県知事

年度持続可能なコミュニティづくり推進事業（起債分）補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった持続可能なコミュニティづくり推進事業（起債分）補助金については、同補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知する。

記

- 1 事業名 横展開促進支援事業
- 2 交付決定 年 月 日付け 第 号
- 3 交付金額 金 円
- 4 交付条件

様式第3号（第6条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

島根県知事 様

市 町 村 長

年度持続可能なコミュニティづくり推進事業（起債分）補助金 請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったこの補助金について、下記により交付されたく請求します。

記

1 交付決定額	金〇〇〇, 〇〇〇円
2 既受領額	金〇〇〇, 〇〇〇円
今回請求額	金〇〇〇, 〇〇〇円
残 額	金〇〇〇, 〇〇〇円

島根県知事 様

市 町 村 長

年度持続可能なコミュニティづくり推進事業（起債分）補助金  
財産処分承認申請書

年度持続可能なコミュニティづくり推進事業補助金により取得した財産等について、  
下記のとおり処分したいので、同補助金交付要綱第7条第1項の規定により承認を申請します。

記

1. 処分をしようとする財産等

2. 処分を必要とする理由

3. 処分の方法

4. 処分対象財産の状況

財産等 の種類	財産等 の名称	形式	数量	取得価格		取 得 年月日	残存価格		備考
				単価	金額		単価	金額	
				円	円		円	円	